

令和8年度こどもエコライフチャレンジ推進事業に係る業務受託候補者選定要項

令和8年3月4日

(目的)

第1条 この要項は、こどもエコライフチャレンジ推進事業に係る業務の委託に当たり、当該業務の品質を確保するとともに、事業の目的及び内容を効果的に実現するため、当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 受託候補者については、当該事業に対する提案内容を重視するため、プロポーザル方式によって業務委託の相手方を選定する。

(こどもエコライフチャレンジ推進事業受託候補者選定委員会)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、こどもエコライフチャレンジ推進事業受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、別表に掲げる者で構成する。
- 3 委員会には、選定委員長を置き、環境政策局地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長が務める。
- 4 選定委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 委員会は、非公開とする。ただし、選定委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、選定委員長が定める。
- 6 委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。
- 7 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

(参加者の要件)

第4条 参加者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 公募開始から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者

でないこと。

- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しないものでないこと。
- (6) 京都市公契約条例第2条第1項3号に規定する京都市内の中小企業または京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (7) 政治、宗教を目的とした団体でないこと。

(企画提案書)

第5条 委員会は、参加者が第2項に規定する企画提案書を作成するため必要な事項を記載した令和8年度こどもエコライフチャレンジ推進事業の受託候補者選定に係る募集要項及び仕様書（以下「募集要項及び仕様書」という。）を定めるものとする。

- 2 参加者は、前項に規定する募集要項及び仕様書に基づき企画提案書を作成し、提出しなければならない。
- 3 委員会は、参加者から提出された企画提案書が、次の各号に掲げる事項に該当すると認められた場合は、当該企画提案書を無効とし、当該事業に係る委託契約を破棄することができる。
 - (1) 企画提案書に虚偽の記載があると認められる場合
 - (2) 企画提案書に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。ただし、止むを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りではない。
 - (3) 企画提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合

(受託候補者の選定方法)

第6条 委員会は、参加者を次の各号に掲げる事項及び別に定める令和8年度こどもエコライフチャレンジ推進事業業務受託候補者選定に係る評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価し、その結果を総合的に判断して受託候補者1者及び次点者1者を選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 受託する契約と同種又は類似の業務の契約実績
 - (3) これまでの受託状況
 - (4) その他特に留意する必要があると認められること
- 2 委員会は、参加者から提出された企画提案書について、その内容の確認及び補足説明を受けることを目的として、参加者からヒアリングを行うことができる。なお、当該ヒアリング開催の有無は、選定委員長が決定するものとする。
 - 3 委員会は、受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと認められた場

合は、前条第3項の規定を準用する。

(問い合わせ)

第7条 参加者は、令和8年3月11日(水)午後5時まで募集要項及び仕様書について質問することができ、委員会は質問について公募期間に回答しなければならない。

(選定結果の通知)

第8条 委員会は、参加者に対して、選定結果を書面で通知する。

- 2 参加者は、通知内容に疑義がある場合は、審査結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に書面により、説明を求めることができる。
- 3 委員会は、前項に基づく書面を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により回答する。

(予算不成立の場合の無効)

第9条 こどもエコライフチャレンジ推進事業に係る予算については、受託候補者選定の日において、まだ成立していないため、予算について議会の議決があった後に契約を締結する。

- 2 予算について議会の議決がなかった場合は、選定結果は無効とする。

(委員会の公開)

第10条 委員会は、非公開とする。ただし、委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、委員長が定める。

(補則)

第11条 この要項において別に定めることとされている事項及びこの要項の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要項は決定の日から施行する。

別表 こどもエコライフチャレンジ推進事業業務受託候補者選定委員会の委員

環境政策局地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長
環境政策局環境企画部環境総務課企画調整・人材育成・監察担当課長
教育委員会事務局指導部学校指導課担当課長(多文化共生教育・社会連携)
教育委員会事務局指導部学校指導課参与